

強制抑留の実態調査等に関する取組状況（平成 27 年度）

平成 28 年 7 月 29 日

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号）第 13 条第 1 項の規定による「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」（平成 23 年 8 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成 27 年度の強制抑留の実態調査等に関する取組状況を以下のとおり取りまとめたので公表する。

1. 抑留中死亡者に関する資料の特定のための資料の収集、特定

（基本方針 1(2), 2(1)(3), 5, 6, 7）

（抑留中死亡者の特定）

- 厚生労働省は、ロシア連邦政府等から提供された死亡者名簿や抑留者登録カード等について、日本側資料で把握している抑留中死亡者と氏名、生年、出生地を照合して、抑留中死亡者の特定作業を行っており、平成 27 年度は、資料の特定に至った抑留中死亡者は 256 人となった。また、特定した抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、334 人の遺族の所在を確認し、その遺族に対して死亡日や埋葬場所等の得られた情報をお知らせした。

	死亡者数	特定件数		お知らせ件数	
		総計	平成 27 年度	総計	平成 27 年度
シベリア	約 53,000	38,045 人	256 人	35,854 人	334 人
モンゴル	約 2,000	1,429 人	0 人	1,322 人	0 人
合計	約 55,000	39,474 人	256 人	37,176 人	334 人

※平成 27 年度末までに特定された件数は累計 39,474 人、遺族に死亡日や埋葬場所等の資料をお知らせした件数は 37,176 人。

（死亡者名簿等の公表）

- 厚生労働省は、昨年 4 月に、ロシア連邦政府等から提供されている資料の全てに係る概要と主な記載事項等を公表した。以後、原則として毎月、資料の翻訳・照合調査・解析を行い、死亡者名簿等及び身元特定者について公表している。
- また、昨年 4 月には、興南、大連、元山、樺太等の地域において死亡した者を含め、10,723 人（※）の氏名、死亡年月日等を公表している。さらに本年 4 月にも 4,964 人（※）の氏名、死亡年月日等を公表した。 ※ 一部重複

（資料の収集）

- 厚生労働省は、ロシア連邦国立軍事古文書館が保管する樺太地域の 263 人の死亡者名簿を取得し、重複整理等の後 28 人特定した。また、同国立公文書館が保管する抑留者の送還記録に関する資料 1,475 冊から、ザバイカル地方、イルクーツク州等の収容所等に関する資料（約 1,000 枚）を取得した。

2. 遺骨収集事業の実施（基本方針 1(2), 2(2), 4, 5, 6, 7）

（埋葬地調査）

- 厚生労働省は、埋葬地の情報はあっても未だに場所が特定できていない埋葬地について、外務省及び民間団体等の協力を得て、沿海地方、ハバロフスク地方、イルク

ーツク州及びブリヤート共和国の4地域で調査を行い、2カ所の埋葬地を特定した。

※ 平成27年度末までに特定した埋葬地は224カ所。

- ・ 「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」に基づき、外務省を通じて、ロシア連邦に対して未だに埋葬地の特定ができていない埋葬地についての調査等を要請した。また、上記埋葬地調査の際に、現地の行政府に対して同様の要請をした。

(遺骨の収容)

- ・ 厚生労働省は、外務省及び民間団体等の協力を得て、ハバロフスク地方39柱、沿海地方42柱、イルクーツク州76柱の計157柱の遺骨を収容した。

※ 平成27年度末までに収容した遺骨は総計19,602柱。

(DNA鑑定)

- ・ 厚生労働省は、収容した遺骨のうち、遺族が判明する可能性があるものについてDNA鑑定を実施した。その結果、43柱の身元が判明した(判明に至らなかった遺骨は93柱)。これにより、平成27年度末までにDNA鑑定で判明し遺族にお渡しした遺骨は1,022柱となった(判明に至らなかった遺骨は1,073柱)。

3. 公文書等の管理に関する法律に基づく国立公文書館への移管

(基本方針2(1)(3))

- ・ 厚生労働省は、これまでに、ロシア連邦政府より提供を受けた抑留中死亡者約3万8千人分の個人資料、抑留帰還者約47万人分の個人資料について国立公文書館に移管している。

4. 戦没者遺族を対象とした慰霊巡拝 (基本方針3,5)

- ・ 厚生労働省は、外務省の協力を得て、ロシア連邦のザバイカル地方、イルクーツク州、ハバロフスク地方・ユダヤ自治州及び沿海地方並びにウズベキスタン共和国の5地域で実施し、遺族57人が参加した。

5. 旧ソ連地域・モンゴルでの海外慰霊碑の建立・管理 (基本方針3,5)

- ・ 厚生労働省は、外務省の協力を得て、ハバロフスク(ロシア連邦)とウランバートル(モンゴル)の抑留中死亡者慰霊碑を建立・管理し、また、これまで旧ソ連地域の13地域に小規模慰霊碑を建立し地方政府に管理を委託している。

6. 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携

(基本方針3)

- ・ 厚生労働省は、昭和館等の施設間の適切な連携を図るため、総務省、昭和館(戦没者遺族)、しょうけい館(戦傷病者)及び平和祈念展示資料館(兵士、戦後強制抑留者、引揚者)出席のもと、昭和館主催の関係施設連携会議を2回開催し、広報や地方展等の連携について検討を行い、平成27年度は以下の事業等を行った。

- ① 戦後 70 周年事業として 3 館が連携して展示会・講演会を東京都、長野県、和歌山県の 3 か所で開催。
- ② 夏休み期間中（平成 27 年 7 月 18 日から 8 月 30 日まで）、3 館を全て見学した児童生徒等にオリジナルグッズを配布するスタンプラリーを実施。

7. 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との連携（基本方針 3）

- ・ 平成 27 年 8 月 23 日開催のシベリア・モンゴル抑留犠牲者追悼の集いに厚生労働省から出席し、挨拶と献花。

8. 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理

（基本方針 3）

- ・ 総務省は、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理を行っている。

9. 関係国との協議及び協力の要請（基本方針 7）

- ・ 外務省は、関係国との間の既存の枠組みを活用しつつ、厚生労働省等が実施する関連事業の実施に際し、関係国の政府及び関係機関に対し、必要な協力の要請及び調整を行った。